

回答については、質問時の基準に沿って回答しておりますので、現時点とは異なっている場合もございます。

Q - 16 (滅菌)

診療所において、ガラスの注射器を使用して注射（静脈注射を含む）を実施している。注射器はカスト内から鉗子を用いて取り出して使用している。注射施行後の注射器は、水道水で洗浄後、カストに数本まとめて入れて、オートクレーブで滅菌をしている。インジケーターによるチェックをしていない。

上記の対して、以下の点が問題になると考えますが、このような考え方でよいでしょうか？ しかし、根拠となるデータがないために、エビデンスにもとづく指導ができずに困っております。

- ・水道水での洗浄では、不十分となりうる危険性があり、血液成分が残留する恐れがある。
- ・カストの開け閉めに伴い、汚染の危険性があるので、個包装による滅菌が安全である。
- ・滅菌処理の確実性を確認するためにインジケーターによる確認が必要である。

ガラスの注射器を注射に使用するうえで、取扱い方法や問題点とそのエビデンスについて教えてください。

A - 16

ガラス製の注射器は、頻回の使用による注射筒内面の摩耗と擦過傷の増加、洗浄に用いる洗浄薬の残存、微少なガラス片の混入、滅菌後の無菌的管理の困難さ、などの理由からデスポーザブル製品に急速に切り替わってきました。御質問の診療所ではガラス製の注射筒を静脈注射にも用いているとのことですので、血液成分を完全に除くために蛋白質を分解できる洗浄液を用いる必要があります、その後に水道水で洗浄液を十分洗浄し、さらに最後に水道水の有害成分を除くため滅菌蒸留水で洗浄後、オートクレーブで滅菌する必要があります。またオートクレーブで処理した注射筒は1個ごとに密封して空気に触れないように保管する必要があります。これは酸化エチレンガスによる滅菌と同様です。カストは種類が多く、その診療所でどのようなカストを使用しているのかわかりませんが、注射筒を取り出す鉗子も滅菌したものをを用いる必要があります、また鉗子で取り出す際に他の注射筒が空気に触れるような構造の物は不相当と思います。またご指摘のようにインジケータによる滅菌法の品質保証を定期的に行う必要があります、その記録は保管する必要があります。なお現在の注射・点滴に関するマニュアルはデスポーザブル製品の使用を前提にしており、ガラス製注射筒の使用法について述べている文献は見つかりませんでした。ガラス製の注射筒の使用を規制する法律はまだ無い様ですが、現在の医療水準からみて、注射筒はガラス製品からデスポーザブル製品へ切り替えるべきと思います。

CDCの2007年5月のガイドラインに触れられています。参照して下さい。